

「法」とは何か

「法」は正義のロゴスである。正義は法によって実現される。法とは何か、何のために存在するのか、を根本的に考える。

1 法と法律 (cf. 『デジタル大辞泉』)

○「法」(law)の意義 →①

④現象や事象などがそれに従って生起し、進展するきまり。**法則**。

⑤社会秩序を維持するために、その社会の構成員の行為の基準として存立している規範の体系。⇒裁判において適用され、国家の強制力を伴う。**法律**。

○法の二大区分

- ・自然法：「人間の自然本性あるいは理性に基づいて、あらゆる時代を通じて普遍的に守られるべき不変の法として、実定法を超越しているものと考えられる」。「法と道徳との間に何らかの必然的な連続性があるという思想」(『法律学小辞典』有斐閣)。
- ・実定法：「慣習や立法のような人間の行為によって作りだされ、一定の時代と社会において実効性をもっている法」。「制定法」「慣習法」。(同上)

2 法の二面性

○不変性と可変性 →②

- ・不変的側面——「神の定めた掟」として神聖不可侵の絶対性をもつ。
- ・可変的側面——人間世界に通用させるために、法は必要に応じて変更される。
cf. 〈最善〉と〈最悪〉との妥協点(プラトン)。→③
正義とは「中庸」である(アリストテレス)。→④

○課題：グローバルな正義をいかに実現するか。→「国際法」の有効性

[資料]

① 法の意味

「もっとも広い意味においては、法とは事物の本性に由来する必然的關係のことである。この意味では、あらゆる存在がその法をもつ。神は神の法をもち、物質界は物質界の法をもち、人間にまさる知的存在（天使）はその法をもち、禽獣は禽獣の法をもち、そして人間は人間の法をもつ」（モンテスキュー『法の精神』井上堯裕訳、[中公 世界の名著 34・モンテスキュー]、369 頁）。

② 法の不変性・可変性

「人間は、物質的存在としては、他の物体と同じく、不変の法により支配されている。知的存在としては、彼は、神の定めたこの法をたえずおかし、またみずからの定める法を変更する。彼は、みずから道を定めねばならない」（同書 371 頁）。

③ 法の妥協的性格

「人間たちがお互いに不正を加えたり受けたりし合って、その両方を経験してみると、一方を避け他方を得るだけの能力のない連中は、不正を加えることも受けることもないように互いに契約を結んでおくのが得策であると考えられるようになる。このことからして、人々は法律を制定し、お互いの間の契約を結ぶということをはじめた。……つまり〈正義〉とは、不正をはたらきながら罰を受けないという最善のことと、不正な仕打ちを受けながら仕返しをする能力がないという最悪のこととの、中間的な妥協なのである。これら両者の中間にある〈正しいこと〉が歓迎されるのは、けっして積極的な善としてではなく、不正をはたらくだけの力がないから尊重されるというだけのことである」（プラトン『国家』(上) 藤沢令夫訳、岩波文庫、106－107 頁）。

④ 正義の中庸説

「正義の行使とは不正を働くことと不正を受けることとの中間であることは明らかである。すなわち前者はより多く取ることであり、後者はより少なく取ることだからである。そして、正義はある種の間接性であるが…不正は両極を求めるのである」（アリストテレス『ニコマコス倫理学』神崎 繁訳、[アリストテレス全集 4]、岩波書店、2014 年、203 頁）。

Cf. アリストテレス批判

「徳が二つの不徳の間にあるという定式は、たとえとしても決して適切だとはいえない。なぜなら、人が行う不正と人が蒙る不正とは、決して、二つの不徳とか悪ではなくて、一つの、同じ不正であり、ある人が、他の人に対して行ない、その結果、他の人が、ある人から蒙る不正なのだから。そして、正義は、まさに、その不正の反対なのである」（H・ケルゼン『正義とは何か』宮崎繁樹訳、木鐸社、1975 年、141 頁）。

法と正義（ノート）

1 法と法律

○法の意義

④人間以外の自然や宇宙を支配する「理」（ことわり、すじみち）を意味し、個人の内面に
かかわる道徳・慣習といった不文律を含む。

⑤共同社会の秩序を具体化した成文法・実定法として、人々を実効支配する。

④と⑤とは一体不可分にはたらくものの、一致するとは限らない。

法の二大区分は、④と⑤の関係・バランスによって成立する。

Cf. 仏教における「法」（dharma）。仏教の世界では、事物の存在は「法」とされる。

○法の二大区分

・自然法：「人間の自然本性あるいは理性に基づいて、あらゆる時代を通じて普遍的に守ら
れるべき不変の法として、実定法を超越しているものと考えられる」。「法と道徳との間に
何らかの必然的な連続性があるという思想」（『法律学小辞典』有斐閣）。

・実定法：「慣習や立法のような人間の行為によってつくりだされ、一定の時代と社会にお
いて実効性をもっている法」。「制定法」「慣習法」。実定法のみを法とする思想が、「法実
証主義」→ケルゼンの立場。しかし、明文化されない内なる掟としての自然法は、誰の心
にも存在する。EX. 「他人から受けた親切には、お返ししなければならない」。

現実に適用される実定法について、〈公法—私法〉〈国内法—国際法〉が大別される。

・公法：「権力関係や交易などにかかわる法」。⇒憲法・行政法を基本とし、刑法・訴訟法（刑
事一、民事一）・国際法を加えるのが通例。

・私法：「個人の権利・義務など市民相互の生活上の法律関係を規律する法。⇒民法・商法
など。

公法・私法は、国内法の二大区分。法律は共同体の社会規範の実体化であるから、共同体
の外部や他国に関係する案件には適用されない。しかし、国際情勢の推移にもとづき、多
国家間に生じる問題を解決するための「国際法」が制定される。

・国際法：「かつては、国家間の合意に基づいて、専ら国家間の関係を規定する法とされた
が、今日では、国家以外に、国際組織や個人等に対する規律も含み、それらを主体として含
む「国際社会の法」として定義される」。「国際社会には国家に当たる権力団体はなく…強制
管轄権を有する裁判所も存在しない」（『小辞典』）。Cf. 国際司法裁判所——国連安保理と連
動する。

→国内で強制力をもつ法が、国家と国家の紛争を裁定する上位の権力団体をもたず、紛争解
決のための強制力も有しない現実。超大国による「正義」（＝強者の利益）の主張が、明ら
かな国際法違反であるにもかかわらず、国連安保理が当事国を含む組織（非第三者機関）で
あるがゆえに、戦争を実効的に阻止できない現状がある。

2 法の二面性

法の存在理由は、絶対的な正義が不可能である場合に、極端な悪を阻止するための現実的妥協——社会契約の一種——と考えられる。→③④。人間社会が不正の温床である事実をふまえて、最高善の実現（→プラトン）を期待することなく、その中で起こりうる最悪の事態を防ごうとする配慮が、現実の法制度を支えている。

◎「わが裁判闘争」について——私からの〈総括〉

「哲学対話」で扱われる裁判事件は、法にしたがって最善・最悪の中間をいかに確保するか、という問題。民法上の遺産相続手続きに関して、その正当性をめぐる訴訟が展開された。手続きに不正ありとする原告側と、手続きは正当に行われたと主張する被告側の対立において、事実関係が争点となった。争点は、民法に沿った事実認定の問題——遺言公正証書が適正な手続きで作成されたか否か——であって、法自体の問題ではない。

総括——発表者は、自己の〈内なる正義〉（≒自然法）にしたがって、遺産乗っ取りの不正を正す裁判にかかわり、第三者の立場にもかかわらず、実質的に当事者として闘った。民法では、公正な手続きで作成された遺言書の有効性を認めており、裁判の争点は、「公正証書」作成の手續に関する事実認定の問題。原告側は、手續に関する疑惑をいくつかの証拠によって提示、証書の無効を訴えたものの、被告側の正当性の主張を覆すだけの立証ができなかったと見られる。

傍観者の立場から、発表者におけるこの裁判の意義を総括するなら、発表者の行為は「自然法と実定法の〈あいだ〉を開こうとする試み」であった、と評価したい。